

(電子メール施行)
技 企 第 1079 号
令和 8 年 5 月 21 日

土木部関係各課長 様
各県民局等土木事務所等の長 様

土木部技術企画課長

週休 2 日制度及び熱中症対策に係る要領等の改定について（通知）

土木部が所管する工事において、港湾工事・空港工事を除く全ての工事で週休 2 日制の経費補正を廃止することとし、それに伴い下記要領の改定を行うので通知します。
なお、関係機関及び県内市町には別途参考送付します。

記

1 改定要領

- (1) 週休 2 日制度を活用する工事に係る事務取扱要領
- (2) 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領
- (3) 共通特記仕様書

2 改定要旨

週休 2 日制の経費補正について、労務費調査等による実態調査を踏まえ補正係数が設定されてきたが、国は昨年度調査では週休 2 日実施の有無による賃金差等が生じていないことから令和 8 年度以降の補正係数を廃止した。これを踏まえ、本県においても同様に補正係数を廃止することとし、各要領の経費補正に係る部分を改定する。
なお、本改定にあわせて対象工事に誤りがあったことから、記載を訂正する。

3 適用

単価適用年月日が令和 8 年 6 月 1 日の設計書から適用

※ただし、対象工事は訂正であるため前回改定時の単価適用年月日から適用する

4 港湾工事・空港工事における留意事項

- ・引き続き、週休 2 日の経費補正対象となることから、改定前の要領等を準用する

5 問い合わせ先

土木部 技術企画課 技術管理班 TEL 078-362-9287(内線 79484)

各関係機関の長 様

土木部技術企画課長

週休 2 日制度及び熱中症対策に係る要領等の改定について（送付）

土木部が所管する工事において、港湾工事・空港工事を除く全ての工事で週休 2 日制の経費補正を廃止することとし、それに伴い下記要領の改定を行うので参考送付します。

記

1 改定要領

- (1) 週休 2 日制度を活用する工事に係る事務取扱要領
- (2) 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領
- (3) 共通特記仕様書

2 改定要旨

週休 2 日制の経費補正について、労務費調査等による実態調査を踏まえ補正係数が設定されてきたが、国は昨年度調査では週休 2 日実施の有無による賃金差等が生じていないことから令和 8 年度以降の補正係数を廃止した。これを踏まえ、本県においても同様に補正係数を廃止することとし、各要領の経費補正に係る部分を改定する。

なお、本改定にあわせて対象工事に誤りがあったことから、記載を訂正する。

3 適用

単価適用年月日が令和 8 年 6 月 1 日の設計書から適用

※ただし、対象工事は訂正であるため前回改定時の単価適用年月日から適用する

4 港湾工事・空港工事における留意事項

- ・引き続き、週休 2 日の経費補正対象となることから、改定前の要領等を準用する

5 問い合わせ先

土木部 技術企画課 技術管理班 TEL 078-362-9287(内線 79484)

各市町担当部局の長 様

兵庫県土木部技術企画課長

週休 2 日制度及び熱中症対策に係る要領等の改定について（送付）

土木部が所管する工事において、港湾工事・空港工事を除く全ての工事で週休 2 日制の経費補正を廃止することとし、それに伴い下記要領の改定を行うので参考送付します。

記

1 改定要領

- (1) 週休 2 日制度を活用する工事に係る事務取扱要領
- (2) 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領
- (3) 共通特記仕様書

2 改定要旨

週休 2 日制の経費補正について、労務費調査等による実態調査を踏まえ補正係数が設定されてきたが、国は昨年度調査では週休 2 日実施の有無による賃金差等が生じていないことから令和 8 年度以降の補正係数を廃止した。これを踏まえ、本県においても同様に補正係数を廃止することとし、各要領の経費補正に係る部分を改定する。

なお、本改定にあわせて対象工事に誤りがあったことから、記載を訂正する。

3 適用

単価適用年月日が令和 8 年 6 月 1 日の設計書から適用

※ただし、対象工事は訂正であるため前回改定時の単価適用年月日から適用する

4 港湾工事・空港工事における留意事項

- ・引き続き、週休 2 日の経費補正対象となることから、改定前の要領等を準用する

5 問い合わせ先

土木部 技術企画課 技術管理班 TEL 078-362-9287(内線 79484)